

全国厚生労働関係部局長会議

令和2年1月

厚生労働省職業安定局

全国厚生労働関係部局長会議 ～配布資料～

- 1. 現下の雇用情勢について ……1
 - 雇用情勢について……2

- 2. 主要な雇用対策について ……7
 - 国と地方公共団体の連携強化について…… 8
 - 地域雇用対策の推進について……12
 - 高齢者雇用対策について……16
 - 障害者雇用対策について……22
 - 外国人雇用対策について……25
 - 今後の展望について……29

1. 現下の雇用情勢について

《雇用情勢について》

- 最近の雇用情勢について
- 人手不足対策について

○ 最近の雇用情勢について

・現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している。

令和元年11月の全国の有効求人倍率 1. 57倍(約45年ぶりの高水準で推移)

完全失業率 2. 2%(約26年ぶりの低い水準で推移)

・正社員の有効求人倍率は、1. 13倍と、過去最高水準で推移している。

・また、都道府県別の有効求人倍率も就業地別・受理地別ともに、平成28年10月から、すべての都道府県で1倍以上となっている。

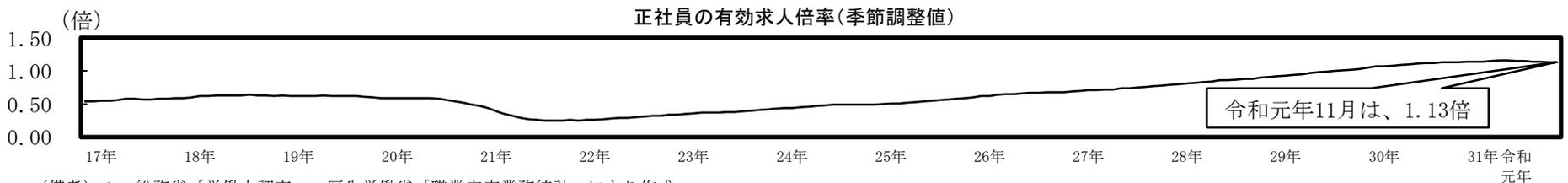
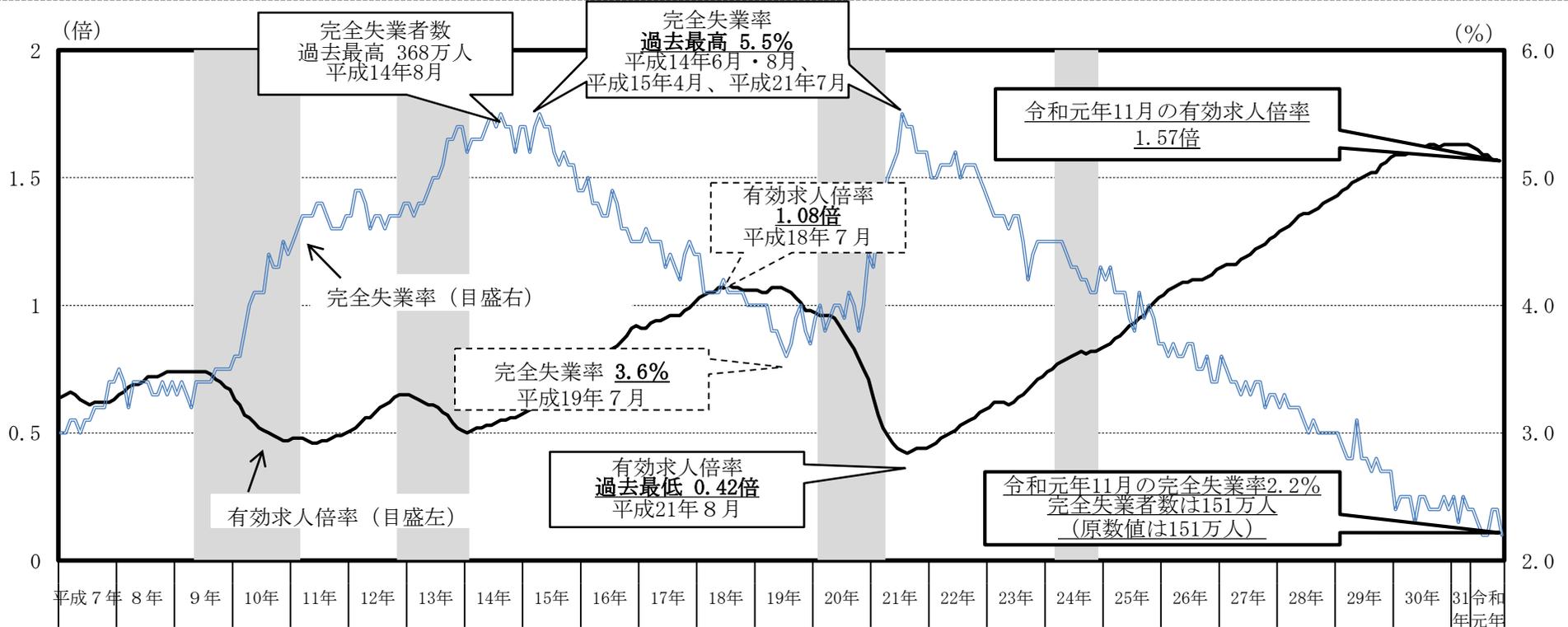
○ 人手不足対策について

・厚生労働省では、女性・高齢者などの多様な人材の活躍促進を図るとともに、ハローワークによるマッチング支援、事業主等が雇用管理改善や生産性向上の取組を行った場合の支援、公的職業訓練を通じた人材育成の支援等を実施。

・各地域における雇用動向を引き続き注視していくことが重要。地域の実情に即した施策を実施するため、都道府県労働局とも密接に連携いただきたい。

現在の雇用情勢（全国）～現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移している。～

- 令和元年11月の完全失業率は2.2%と、前月より0.2ポイント低下。約26年ぶりの低い水準で推移。
- 令和元年11月の有効求人倍率は1.57倍と、前月と同水準。約45年ぶりの高い水準で推移。
- 正社員の有効求人倍率は平成21年11月以降上昇傾向にあり、令和元年11月では1.13倍と、前月と同水準。平成16年11月の集計開始以降、過去最高水準で推移。



(備考) 1. 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成。
 2. 2011年3月～8月の完全失業率は、岩手県、宮城県及び福島県の推計結果と同3県を除く全国の結果を加算することにより算出した補完推計値であり、また、9月以降は一部調査区を除いた全国の調査結果であるため、単純比較はできない。
 3. シャドー部分は景気後退期であり、1995年5月～1999年1月、2000年11月～2002年1月、2008年2月～2009年3月、2012年3月～2012年11月を示す。

都道府県別雇用失業情勢

	完全失業率 (%)		就業地別 有効求人倍率 (倍)		受理地別 有効求人倍率 (倍)	
	令和元年7～9月		令和元年11月		令和元年11月	
全 国	2.3	(▲0.2)	—		1.57	(0.00)
北海道	2.1	(▲0.7)	1.33	(0.03)	1.27	(0.03)
青森県	2.5	(▲0.1)	1.32	(0.01)	1.20	(0.01)
岩手県	2.0	(0.3)	1.44	(▲0.06)	1.33	(▲0.05)
宮城県	2.5	(▲0.1)	1.59	(▲0.01)	1.60	(0.00)
秋田県	2.5	(0.4)	1.56	(▲0.02)	1.45	(▲0.04)
山形県	1.6	(0.1)	1.61	(▲0.03)	1.51	(▲0.02)
福島県	2.0	(0.0)	1.66	(0.05)	1.49	(0.03)
茨城県	2.3	(0.3)	1.80	(0.00)	1.64	(0.01)
栃木県	2.3	(0.2)	1.54	(0.03)	1.38	(0.03)
群馬県	2.3	(0.4)	1.75	(0.00)	1.57	(▲0.10)
埼玉県	2.2	(▲0.1)	1.43	(▲0.01)	1.28	(▲0.01)
千葉県	2.2	(▲0.1)	1.50	(▲0.01)	1.28	(0.00)
東京都	2.2	(▲0.2)	1.50	(▲0.01)	2.06	(▲0.02)
神奈川県	2.1	(▲0.2)	1.40	(0.02)	1.18	(0.02)
新潟県	1.9	(0.1)	1.59	(▲0.01)	1.60	(0.00)
富山県	1.6	(0.0)	2.08	(▲0.01)	1.85	(▲0.01)
石川県	1.9	(0.6)	1.82	(▲0.04)	1.89	(▲0.03)
福井県	1.4	(▲0.2)	2.07	(▲0.02)	1.95	(▲0.03)
山梨県	2.0	(0.5)	1.53	(▲0.02)	1.34	(▲0.04)
長野県	1.6	(0.2)	1.56	(▲0.03)	1.50	(▲0.03)
岐阜県	1.7	(0.1)	2.02	(0.01)	1.89	(▲0.01)
静岡県	2.1	(0.2)	1.55	(▲0.06)	1.45	(▲0.06)
愛知県	1.9	(0.1)	1.81	(▲0.03)	1.88	(▲0.01)
三重県	1.5	(0.0)	1.83	(▲0.04)	1.56	(▲0.02)
滋賀県	1.6	(▲0.8)	1.52	(▲0.03)	1.26	(▲0.02)
京都府	2.2	(▲0.3)	1.59	(0.00)	1.56	(0.01)
大阪府	2.9	(▲0.5)	1.49	(▲0.02)	1.74	(▲0.04)
兵庫県	2.2	(▲0.4)	1.51	(▲0.01)	1.41	(0.01)
奈良県	2.4	(▲0.3)	1.63	(0.00)	1.41	(▲0.01)
和歌山県	1.4	(▲0.5)	1.50	(▲0.01)	1.37	(0.00)
鳥取県	1.9	(0.0)	1.78	(▲0.04)	1.70	(0.01)
島根県	1.6	(▲0.3)	1.81	(0.00)	1.67	(▲0.01)
岡山県	2.3	(0.1)	2.00	(0.00)	2.01	(0.02)
広島県	2.4	(0.0)	1.75	(▲0.02)	1.95	(▲0.04)
山口県	1.9	(0.0)	1.84	(▲0.03)	1.60	(▲0.02)
徳島県	2.2	(0.0)	1.50	(▲0.03)	1.40	(▲0.04)
香川県	2.0	(0.2)	1.91	(▲0.03)	1.77	(▲0.01)
愛媛県	1.7	(0.0)	1.73	(0.01)	1.65	(0.02)
高知県	1.9	(▲0.3)	1.26	(0.01)	1.27	(0.00)
福岡県	2.9	(0.0)	1.37	(0.00)	1.51	(0.00)
佐賀県	1.4	(0.5)	1.54	(▲0.03)	1.27	(▲0.01)
長崎県	2.2	(0.0)	1.31	(▲0.02)	1.16	(▲0.02)
熊本県	2.6	(0.1)	1.72	(0.00)	1.60	(0.00)
大分県	1.5	(▲0.3)	1.63	(0.03)	1.49	(0.05)
宮崎県	2.1	(0.5)	1.58	(▲0.03)	1.41	(▲0.02)
鹿児島県	2.7	(0.2)	1.44	(▲0.01)	1.36	(▲0.01)
沖縄県	2.9	(▲0.4)	1.35	(0.00)	1.21	(0.00)

(資料出所) 総務省統計局「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」

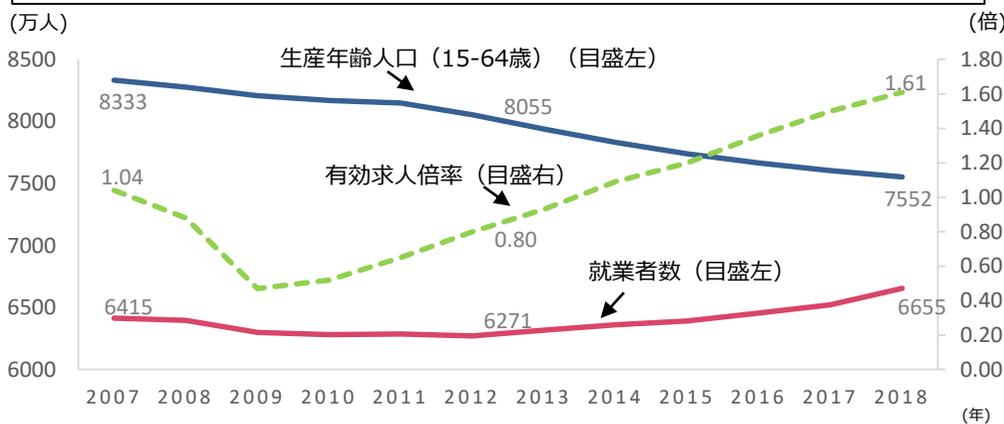
- (注) 1. 完全失業率は原数値。就業地別有効求人倍率及び受理地別有効求人倍率は季節調整値。
 2. () 内は、完全失業率は原数値の前年同期差、有効求人倍率及び就業地別有効求人倍率は前月差。
 3. 完全失業率はモデル推計値。

我が国の労働力の現状と対応について

- 生産年齢人口の減少に伴い、かつては就業者数も減少。**2013年以降は、生産年齢人口が減少する中であっても、就業者数は増加**
- これは、景気の回復による労働需要の増加に加え、**女性の活躍支援、高齢者の雇用促進及び若年者雇用対策等**に関する各種施策の推進により、就業が促進されたことによるもの
- また、**働き方改革の推進**により、働きやすい労働環境の整備、女性・高齢者などの多様な労働参加、中小企業等の人材確保等を促進

我が国の雇用情勢

生産年齢人口・就業者数・有効求人倍率の推移



主な取組例

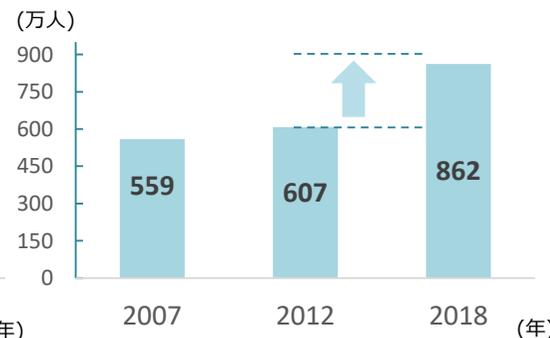
高齢者の活躍促進

- 高年齢者雇用安定法に基づく65歳までの雇用確保措置の推進
- 「生涯現役促進地域連携事業」による地域での就労促進
- ハローワークの「生涯現役支援窓口」における高齢者の再就職支援
- シルバー人材センターにおける多様な就業機会の確保
- 雇用保険の適用対象者の拡大 (65歳～) 等

女性就業者数 (15-64歳)



65歳以上就業者数



女性の活躍促進

- 改正女性活躍推進法・男女雇用機会均等法の円滑な施行
- 育児・介護休業法の着実な施行
- マザーズハローワーク事業の推進
- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿・保育人材の確保など、待機児童対策の推進 等

人手不足問題への主な対応（令和元年度予算）

雇用管理改善 （魅力ある職場 づくり）

雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進（令和元年度予算額 88（27）億円）
人材不足を解消するため、人材不足に課題を抱える事業主の取組に対する相談等の支援を行う。

人材確保等支援助成金※（令和元年度予算額 121（176）億円）

雇用管理改善等に取り組んだ事業主への助成。

○雇用管理制度助成コース

雇用管理制度の導入等を行い目標達成した場合に対する助成

○介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

介護・保育事業主が賃金制度を整備した場合に助成

○働き方改革支援コース【新規】

働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業事業主が新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成

○介護福祉機器助成コース

身体的負担軽減のための介護福祉機器の導入に対する助成

建設事業主に対する助成金※（令和元年度予算額 59（53）億円（一部再掲注））

雇用管理改善や人材育成に取り組む中小建設事業主等に対する助成。助成目的別に人材確保等支援助成金、人材開発支援助成金及びトライアル雇用助成金がある。

注：令和元年度予算額のうち約57億円は、人材確保等支援助成金及び人材開発支援助成金の内数

マッチング支援

福祉分野のほか、建設業、警備業、運輸業など雇用吸収率の高い分野へのマッチング支援を強化するため、人材確保支援の総合専門窓口となる「人材確保対策コーナー」を拡充し、関係団体等と連携した人材確保支援を実施。また、求職者の掘り起こしを展開し、需給調整機能の強化を図る。

人材開発

人材開発支援助成金※（令和元年度予算額 571（431）億円）

職業訓練を実施する事業主等に対して訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する等により、企業内の人材育成を支援。

建設労働者緊急育成支援事業（令和元年度予算額 9.4（9.2）億円）

建設人材不足へ対応するため、国と建設業界が連携した訓練の実施により建設分野の事業主等による訓練を促進。

認定職業訓練制度（令和元年度予算額 10（13）億円）

建設、介護等の人材不足分野における中小企業事業主等が実施する認定職業訓練の経費の一部について補助を実施。

ハロートレーニング（公的職業訓練）（令和元年度予算額 81（73）億円）

建設、保育、介護等の人手不足分野における再就職を支援するため、各分野のハロートレーニングを実施。

生産性向上

中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組に関する支援※（令和元年度予算額 107（20）億円（一部再掲注））

専門家による業務改善方法の提案や、収益力向上に関するセミナーへの専門家派遣などを実施。

注：令和元年度予算額のうち76億円は、雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進の内数

人材確保等支援助成金※（人事評価改善等助成コース、設備改善等支援コース）（令和元年度予算額 65（76）億円（再掲注））

・人事評価制度や賃金制度の整備・実施を通じて賃金アップ等を実現した企業に対する助成。
・生産性向上に資する設備等への投資により雇用管理改善を図る企業に対する助成。

注：人材確保等支援助成金の内数

業務改善助成金※（令和元年度予算額 6.9（8.6）億円）

事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げた中小企業事業主が、生産性向上に資する設備投資などを行った場合、設備投資などに要した費用の一部を助成。

介護等の分野における生産性向上の推進（令和元年度予算額 10（9）億円 平成30年度補正予算額 9億円）

・モデル事業所において具体的な取組を展開し、その成果や手法を生産性向上ガイドラインに反映すること等を通じて、全国での実践につなげる。
・保育所等におけるICT化の推進、医療従事者の勤務環境の改善。

外国人材の 受入れ

新たな在留資格により受け入れる外国人材に対する雇用管理体制の整備【新規】（令和元年度予算額 8.1億円）

新たな在留資格により外国人材を受け入れるにあたり、適正な雇用管理の確保を図るため、事業所訪問により雇用管理状況の確認、改善のための助言・指導等を行うとともに、外国人雇用状況届出の適正な履行を確保するための体制を整備。

外国人就労・定着支援研修事業【一部新規】（令和元年度予算額 7.8（5.5）億円）

身分に基づく在留資格の外国人や外国人留学生等を対象として、職場で必要な日本語コミュニケーション能力の向上等を目的とする研修を実施。

「※の助成金には、事業所の「生産性」が伸びている場合に、助成の割増を行う「生産性要件」が付されている。

2. 主要な雇用対策について

《国と地方公共団体の連携強化について》

- 雇用対策協定の締結や一体的実施事業の実施により、引き続き、都道府県と国が雇用対策において相互に連携し、更なる住民サービスの向上を目指すことが重要。今後とも都道府県労働局との連携をお願いしたい。

【国と地方の連携による雇用対策の推進の効果】

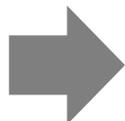
(都道府県等が得意とする取組例)

- ・企業誘致
- ・産業振興による地域産業の発展
- ・福祉施策



(国が得意とする取組例)

- ・ハローワークの全国ネットワークを活用したセーフティネットとしての雇用の安定化
- ・景気悪化時等の緊急雇用対策



(国を活用することで・・・)

- ・各地域の実情に応じた産業振興策(←ハローワークが適切にマッチング)
- ・各地域における多様な人材の活躍促進、人材確保(←ハローワークの就職支援、企業指導・支援等)

【連携強化策の更なる推進】

- ・雇用対策協定

新たな締結、来年度の事業計画の充実等により、引き続き連携強化をお願いしたい。

- ・一体的実施事業

効果的・効率的な運営に向け、必要に応じて特性に応じた見直しを図るなど、労働局とともにご検討をお願いしたい。

- ・地方版ハローワークにおける就職氷河期世代求人の受理

「雇用対策協定を実施するための計画」において、国と地方公共団体との間で密接に連携し「就職氷河期世代対策」を行うこと等を明記することにより、就職氷河期限定求人・歓迎求人の受理を可能としている。

【生活保護受給者等就労自立促進事業】

- ・生活保護受給者等を対象として、ハローワークと地方公共団体との協定等による連携を基盤としたチーム支援方式により、支援対象者の就労による自立を促進するもの。一体的実施事業を通じた地方公共団体への常設窓口の設置や、巡回相談等の実施によるワンストップ型の支援体制を全国的に整備している。
- ・生活保護受給者等への支援について、ハローワークへの支援候補者の的確な送り込みをお願いしたい。

国と地方公共団体の雇用対策協定について

- ✓ 全国ネットワークで職業紹介・雇用保険・雇用対策を一体的に行う国と、地域の実情に応じた各種対策を行う地方公共団体が、それぞれの役割を果たすとともに、一緒になって雇用対策に取り組み、地域の課題に対応するため、「雇用対策協定」を締結。
- ✓ 雇用対策協定を締結中の地方公共団体 計**193**地方公共団体(**47**都道府県**131**市**14**町**1**村) ※平成31年3月31日時点

都道府県(47)				市町村(146)											
①北海道 (H24.12)	②奈良県 (H25.6)	③滋賀県 (H25.11)	④京都府 (H26.2)	1北九州市 (H22.3)	2横浜市 (H23.1)	3福岡市 (H23.3)	4久留米市 (H24.3)	5宮古島市 (H25.1)	6広島市 (H25.3)	7堺市 (H25.11)	8鳴門市 (H26.11)	9神山町 (H27.1)	10三好市 (H27.2)		
⑤高知県 (H26.3)	⑥岩手県 (H26.3)	⑦長崎県 (H27.2)	⑧東京都 (H27.2)	11阿南市 (H27.3)	12熊本市 (H27.3)	13沖縄市 (H27.3)	14浜松市 (H27.3)	15美馬市 (H27.5)	16太田市 (H27.5)	17館山市 (H27.6)	18吉野川市 (H27.6)	19総社市 (H27.7)	20小松島市 (H27.7)		
⑨鳥取県 (H27.3)	⑩山口県 (H27.3)	⑪長野県 (H27.3)	⑫宮崎県 (H27.3)	21前橋市 (H27.8)	22東大阪市 (H27.8)	23志布志市 (H27.10)	24給良市 (H27.10)	25熱海市 (H27.10)	26日南市 (H27.10)	27勝山市 (H27.11)	28牟岐町 (H27.11)	29南九州市 (H27.12)	30新潟市 (H27.12)		
⑬青森県 (H27.3)	⑭大阪府 (H27.3)	⑮群馬県 (H27.6)	⑯沖縄県 (H27.8)	31大野市 (H27.12)	32掛川市 (H27.12)	33常陸太田市 (H28.1)	34越前町 (H28.1)	35福井市 (H28.2)	36山形市 (H28.2)	37鯖江市 (H28.2)	38指宿市 (H28.2)	39天童市 (H28.2)	40高槻市 (H28.2)		
⑰福岡県 (H27.10)	⑱宮城県 (H27.10)	⑲和歌山県 (H27.11)	⑳富山県 (H27.11)	41日置市 (H28.2)	42越前市 (H28.2)	43宇佐市 (H28.2)	44佐伯市 (H28.2)	45那須塩原市 (H28.2)	46豊後大野市 (H28.2)	47笠間市 (H28.2)	48豊後高田市 (H28.3)	49坂井市 (H28.3)	50札幌市 (H28.3)		
㉑福井県 (H27.11)	㉒香川県 (H27.12)	㉓山形県 (H27.12)	㉔愛媛県 (H28.1)	51小田原市 (H28.3)	52高崎市 (H28.3)	53あわら市 (H28.3)	54北上市 (H28.3)	55霧島市 (H28.3)	56都城市 (H28.3)	57下関市 (H28.3)	58東海村 (H28.3)	59大洗町 (H28.3)	60鹿児島市 (H28.3)		
㉕熊本県 (H28.1)	㉖三重県 (H28.2)	㉗徳島県 (H28.3)	㉘岡山県 (H28.3)	61敦賀市 (H28.5)	62吹田市 (H28.5)	63柏原市 (H28.5)	64永平寺町 (H28.7)	65千葉市 (H28.7)	66中津市 (H28.7)	67吉野町 (H28.7)	68倉敷市 (H28.8)	69加西市 (H28.8)	70小浜市 (H28.9)		
㉙福島県 (H28.3)	㉚茨城県 (H28.3)	㉛石川県 (H28.3)	㉜山梨県 (H28.4)	71日田市 (H28.10)	72浦添市 (H28.11)	73若狭町 (H28.11)	74宮崎市 (H28.11)	75薩摩川内市 (H28.12)	76寝屋川市 (H28.12)	77尼崎市 (H29.1)	78岐阜市 (H29.1)	79鹿沼市 (H29.2)	80いちき串木野市 (H29.2)		
㉞千葉県 (H28.8)	㉟埼玉県 (H28.8)	㊱佐賀県 (H28.8)	㊲愛知県 (H28.8)	81鹿嶋市 (H29.2)	82小林市 (H29.2)	83大館市 (H29.2)	84鹿屋市 (H29.2)	85出水市 (H29.3)	86中津川市 (H29.3)	87南部町 (H29.3)	88大垣市 (H29.3)	89岡山市 (H29.3)	90大分市 (H29.3)		
㊳島根県 (H28.8)	㊴静岡県 (H28.12)	㊵秋田県 (H29.2)	㊶栃木県 (H29.3)	91三田市 (H29.3)	92阿見町 (H29.5)	93松阪市 (H29.6)	94山口市 (H29.7)	95奄美市 (H29.7)	96各務原市 (H29.7)	97杵築市 (H29.7)	98飛騨市 (H29.7)	99海南市 (H29.9)	100珠洲市 (H29.9)		
㊷岐阜県 (H29.3)	㊸新潟県 (H29.3)	㊹神奈川県 (H29.3)	㊺広島県 (H29.7)	101境港市 (H29.10)	102三次市 (H29.11)	103島田市 (H29.11)	104富士市 (H29.12)	105瀬戸市 (H30.1)	106大子町 (H30.1)	107金沢市 (H30.1)	108四日市市 (H30.2)	109横手市 (H30.2)	110いわき市 (H30.2)		
㊻鹿児島県 (H29.12)	㊼兵庫県 (H30.3)	㊽大分県 (H30.3)	全県達成!	111たつの市 (H30.2)	112伊勢市 (H30.2)	113鹿角市 (H30.2)	114福山市 (H30.3)	115郡山市 (H30.3)	116精華町 (H30.3)	117高砂市 (H30.3)	118焼津市 (H30.5)	119磐田市 (H30.7)	120肝付町 (H30.7)		
				121志賀町 (H30.7)	122津市 (H30.8)	123富士宮市 (H30.9)	124丹波市 (H30.9)	125南相馬市 (H30.10)	126伊丹市 (H30.10)	127高萩市 (H30.11)	128北茨城市 (H30.11)	129沼津市 (H30.11)	130鳥取市 (H31.1)		
				131大仙市 (H31.1)	132鈴鹿市 (H31.1)	133石垣市 (H31.2)	134三島市 (H31.2)	135伊達市 (H31.2)	136加古川市 (H31.2)	137横須賀市 (H31.3)	138会津若松市 (H31.3)	139三戸町 (H31.3)	140藤枝市 (H31.3)		
				141淡路市 (H31.3)	142洲本市 (H31.3)	143南あわじ市 (H31.3)	144秋田市 (H31.3)	145常総市 (H31.3)	146一宮市 (H31.3)	令和元年度以降も順次締結					

一体的実施事業の概要

- ✓ 希望する地方公共団体において、**国（ハローワーク）が行う無料職業紹介と地方公共団体が行う各種支援を一体的に実施。**
- ✓ 一体的実施事業は、①地方公共団体の提案に基づき、国と地方公共団体が協議して内容を決定し、協定の締結等により実施に移すこと、②利用者のニーズに応えられるよう運営協議会を設置することなど、**地方公共団体主導でハローワークと一体となったさまざまな工夫が可能。**
- ✓ 平成31年3月末現在、**183**団体（**33**道府県**150**市区町）で実施中。
うち生活保護受給者等を主な対象とする取組は**112**地方公共団体。

地方公共団体

- ✓ 福祉施策
- ✓ 住宅政策
- ✓ 職業能力開発
等の実施

協定

地方公共団体の意向が反映されるよう、協定の中に、地方公共団体から国に対して要望・要請があった場合には、国は誠実に対応する旨を規定することも可能

運営協議会

地方公共団体・国・地域の労使等が参加し運営

運営方針を決定

国（労働局・ハローワーク）

全国ネットワークを活かした職業紹介・職業相談

一体的実施施設

都道府県・市町村

福祉・住宅相談
公共職業訓練 等

国

（労働局・ハローワーク）

職業紹介・職業相談

- ✓ 地方公共団体が行う支援の内容は地域の実情に応じて提供
- ✓ 各施策は、協定や運営協議会の運営方針を踏まえ、実施主体が責任をもって実施



生活保護受給者等就労自立促進事業の推進

労働局・ハローワークと地方公共団体との協定等に基づく連携を基盤に、地方公共団体におけるワンストップ型の就労支援体制を全国的に整備し、生活保護受給者等の就労による自立促進を図る生活保護受給者等就労自立促進事業を実施している。

生活保護受給世帯数の高止まり、平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行されたことに伴う支援対象者の増等にも対応するため、地方公共団体にハローワークの常設窓口を設置するほか、福祉事務所に巡回する等、両機関が一体となった就労支援を更に推進することにより、支援対象者の就労による自立促進に取り組む。

地方公共団体 (福祉事務所等)

生活保護受給者
児童扶養手当受給者
住居確保給付金受給者
生活困窮者 等

<ワンストップ型の 就労支援体制の整備>

●就職支援ナビゲーター (一体的支援分)

○地方公共団体へのハローワークの常設窓口の設置

●就職支援ナビゲーター (就労支援分)

○ハローワークからの巡回相談の実施

地方公共団体と協議会の設置 及び 当該事業に関する協定の締結

- ① **就労支援に関する支援要請**
要請を受け、両者共同で支援対象者を選定
(就労支援状況チェックリストの活用)
- ② **支援対象者の積極的誘導**
 - ・ハローワークによる支援調整会議への参加や中間的就労事業所の訪問
 - ・65歳以上の生活困窮者も積極的に受け入れ
- ③ **求職活動状況の提供・共有化**

ハローワーク

●就職支援ナビゲーター (一体的支援分、就労支援分)

<就労支援メニュー>

- ① キャリアコンサルティング
- ② 職業相談・職業紹介
- ③ トライアル雇用
- ④ 公共職業訓練・求職者支援訓練等による能力開発
- ⑤ 職業準備プログラム
(グループワーク、職業準備セミナー)

効果的な職業準備プログラムの開発

雇入れ
助成金の
活用

就職

職場への
定着

収入
安定

就労による
自立

●就職支援ナビゲーター (職場定着支援)

事業所訪問による就職者・事業主への助言等

☆就業継続に課題を抱える者に対する就職後早期の支援強化(拡充)

☆長期就業に向けた職場内でのキャリアアップ等を含めた定着支援実施(拡充)

《地域雇用対策の推進について》

- 地域のしごとづくりについては、日本の各地域がそれぞれ持つ特色、魅力をいかして、持続的な取組を行っていただくことが重要。
- 自治体の皆様におかれては、以下の事業を活用いただき、地域の魅力あるしごとづくりに継続的に取り組んでいただきたい。これらの活用を検討される際や、事業実施中に課題に直面した際には、各労働局を通じて、ご相談いただきたい。

<施策の説明、お願いしたいこと>

○ 地域活性化雇用創造プロジェクト

- ・本事業は、良質で安定的な正社員雇用の場の確保に取り組む都道府県への補助事業。
(国→都道府県、実施期間:最大3年間、補助率:8割(年間上限10億円))
- ・都道府県が産官学金等の地域の関係者で構成する協議会を設置した上で提案した事業を、コンテスト方式により選抜し、実施。

○ 地域雇用活性化推進事業

- ・本事業は、雇用機会が不足している地域^{※1}や過疎化が進んでいる地域等^{※2}の雇用活性化に取り組む協議会への委託事業
(国→協議会、委託上限額 各年度4千万円、最長3年度間)。
- ・対象地域の市町村や経済団体等により構成される協議会が提案した事業構想を選抜のうえ実施(実施費用は、委託費にて全額負担)。

- ※1 ①最近3年間(平均)又は1年間の有効求人倍率が全国平均(1を超える場合は1)以下か、
②当該有効求人倍率が1未満であって最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること
- ※2 過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が定める地域

○ 地域雇用開発助成金

- ・有効求人倍率等を基準に厚生労働大臣が同意等した地域において、事業所を設置・整備し地域の求職者等を雇い入れた事業主への助成制度。
- ・「特定有人国境離島地域等メニュー」により、特定有人国境離島地域※¹、奄美群島及び小笠原諸島については、有効求人倍率等の指標に関わらず本助成金の対象。
 - ※¹ 当該離島が属する都道府県…北海道、東京都、新潟県、石川県、島根県、山口県、長崎県、鹿児島県
- ・令和2年度より、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業(地域における安定的な雇用機会の増大を図る事業に限る。)に関連する寄附をし、当該事業が実施される地方公共団体※²の区域内に事業所を設置・整備の上、地域の求職者を雇い入れた事業主も対象とする予定。
 - ※² 都市部(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県及び大阪府)を除く。
- ・上記に関係する地方公共団体には、地域雇用開発助成金の周知や労働局との実務面での連携にご協力を賜りたい。

○ 地方人材還流促進事業(LO活(local+就活)プロジェクト)

- ・本事業は、厚生労働省の委託を受けた民間事業者が、東京圏・大阪圏の大学等において、セミナー等を行い、地方就職希望者の掘り起こしや動機付けを行うもの。
- ・地方公共団体が労働局やハローワークと連携してUIJターンのイベントや就職面接会等を開催する場合、本事業とのコラボレーション※が可能。
 - ※本事業のセミナー等における東京圏・大阪圏の大学生等へのイベントや関連施策のPR

○ 中途採用等支援助成金(UIJターンコース)

- ・内閣府の地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者を採用した事業主への助成制度。
- ・令和2年度より、助成対象経費に「UIJターン者の採用に向けた外部専門家によるコンサルティング経費」を追加する予定。
- ・移住支援事業の実施道府県には労働局との実務面での連携のほか、本助成金の周知にご協力を賜りたい。

地域活性化雇用創造プロジェクト

事業目的

産業政策と一体となった良質で安定的な雇用機会を創造・整備することで、地域の雇用の安定、能力開発を推進し、地域における生産性の向上や経済的基盤の強化を図る。

事業概要

- 各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、良質で安定的な正社員雇用の場を確保する効果が高い事業を選抜。選抜された都道府県は、地域の関係者（自治体、経済団体、有識者、金融機関等）で構成する協議会を設置した上で事業を実施
- 各都道府県で戦略的産業分野として位置づけている業種を指定の上、事業主や求職者等に対する支援を実施
- 実施期間は最大3年間。国は、都道府県に対し、費用の8割を補助（年間上限10億円）

事業内容

プロジェクトの対象となる産業分野を指定し、以下の雇用対策事業を策定、実施。

事業費上限：150万円×雇用創出数

ア. 事業推進・基盤整備メニュー

協議会の運営、事業の企画、事業所・求職者等への情報発信、地域の人材ニーズ等の調査研究、協力人員の確保などの事業運営、体制整備

イ. 事業主向け雇用拡大支援メニュー

専門家による雇用管理改善のためのコンサルティングや、ICT活用を通じた業務プロセスの見直しのためのセミナーなど、魅力ある職場づくりを通じた雇用確保の取組の支援等

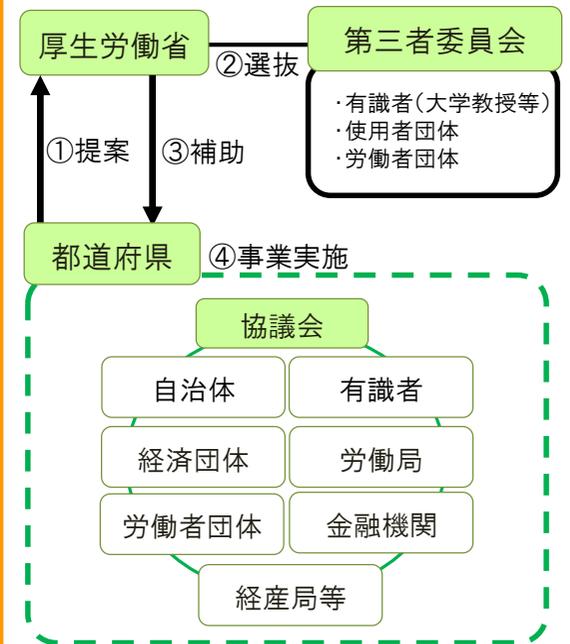
ウ. 求職者向け就職支援・人材育成メニュー

合同面接会や企業が求める人材の首都圏等からの確保、地域求職者に対する人材育成、職場体験等の研修等の取組を実施

エ. 指定事業主雇入れ助成メニュー ※全額国が支給。大都市圏は対象外。

指定する企業が施設整備と併せて雇入れを行った場合に、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）に上乘せる形で労働局を通じて助成を行う。

事業スキーム



地域雇用活性化推進事業

《目的》

雇用機会が不足している地域や過疎化が進んでいる地域等による、地域の特性を生かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための創意工夫ある取組を支援する

【提案可能地域】

I. 雇用機会不足地域（次の①、②いずれかに該当する地域）

- ① 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が全国平均（1を超える場合には1.00、0.67未満である場合には0.67）以下であること
- ② 最近3年間（平均）又は最近1年間（平均）の地域の有効求人倍率が1未満であって、最近5年間で人口が全国平均以上に減少していること

II. 過疎等地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）による過疎地域や重大な災害の被害を受けた地域として厚生労働大臣が別途定める地域

【事業規模（委託費上限）】

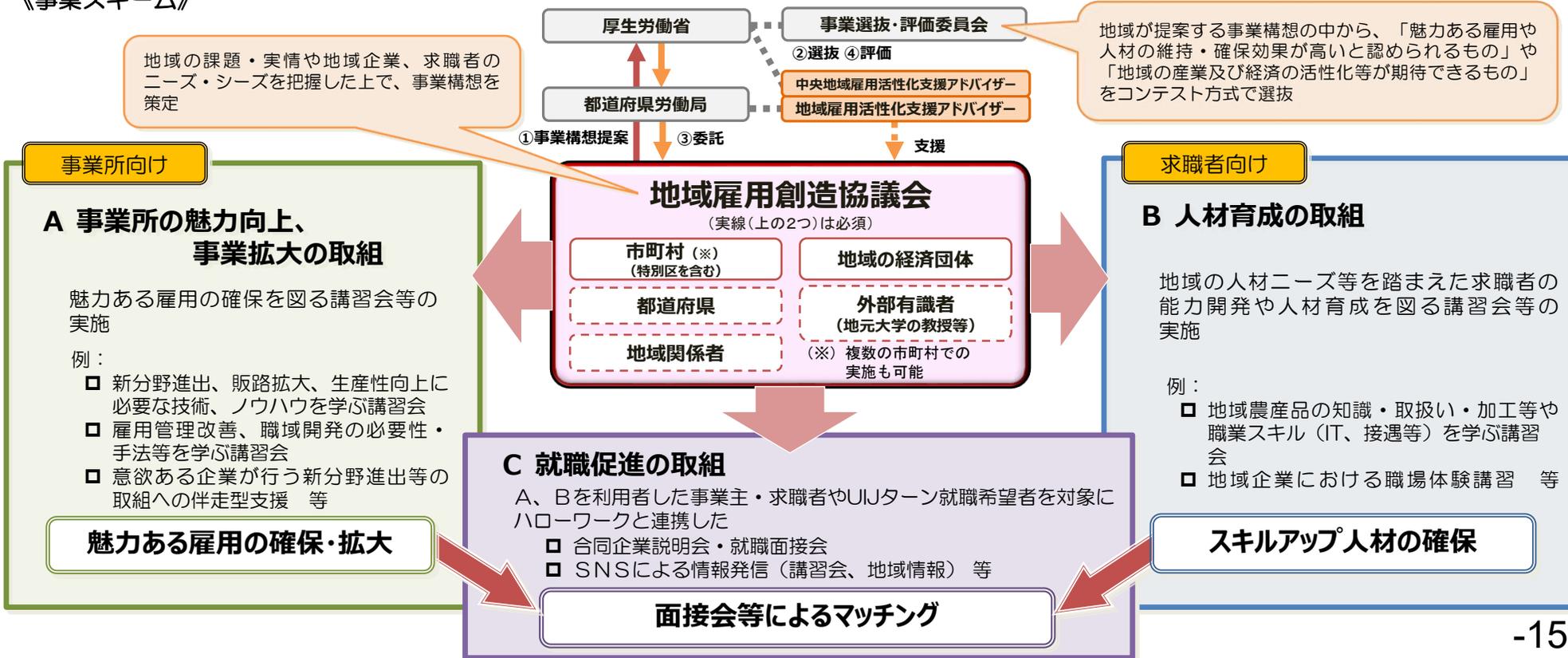
各年度4千万円

複数の市町村で連携して実施する場合、1地域当たり2千万円/年を加算（加算上限1億円/年）

【実施期間】

3年度以内

《事業スキーム》



《高齢者雇用対策について》

○ 生涯現役促進地域連携事業について

＜施策の説明、お願いしたいこと＞

- 人生100年時代を迎え、働く意欲のある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者の活躍の場を整備することが必要。
- 特に、企業を退職し活動の中心を居住地域に移した高齢者が地域で活躍できる環境の整備が重要。
- このため、平成28年度より地方公共団体を中心に協議会を設置し、地域ニーズを踏まえた高齢者の多様な雇用・就業機会の掘り起こし・提供を行う「生涯現役促進地域連携事業」を実施しており、先駆的なモデル地域としての取組の普及を図っている。
- 令和2年度においては、従前の取組を「連携推進コース」と位置づけ、これに加え、事業受託団体が引き続き事業を継続していくことを支援する「地域協働コース」を新設し、事業の拡充を図る。
- 「連携推進コース」においては、本年度までに市町村も含め62団体で実施されており、令和2年度においては新たに38団体の募集を、また、「地域協働コース」においては、新たに20団体の募集を1月下旬を締め切りとして実施。また、採択団体数が予定数に満たない場合は令和2年度中に2次募集を行う予定。
- 未実施の都道府県におかれては「連携推進コース」への応募を、既実施の都道府県におかれては「地域協働コース」への応募を積極的に検討いただくとともに、更なる地域活性化のため、基礎自治体への周知勧奨をお願いする。

生涯現役促進地域連携事業の概要

令和2年度予定額 3,059,991 (2,692,527)千円

背景

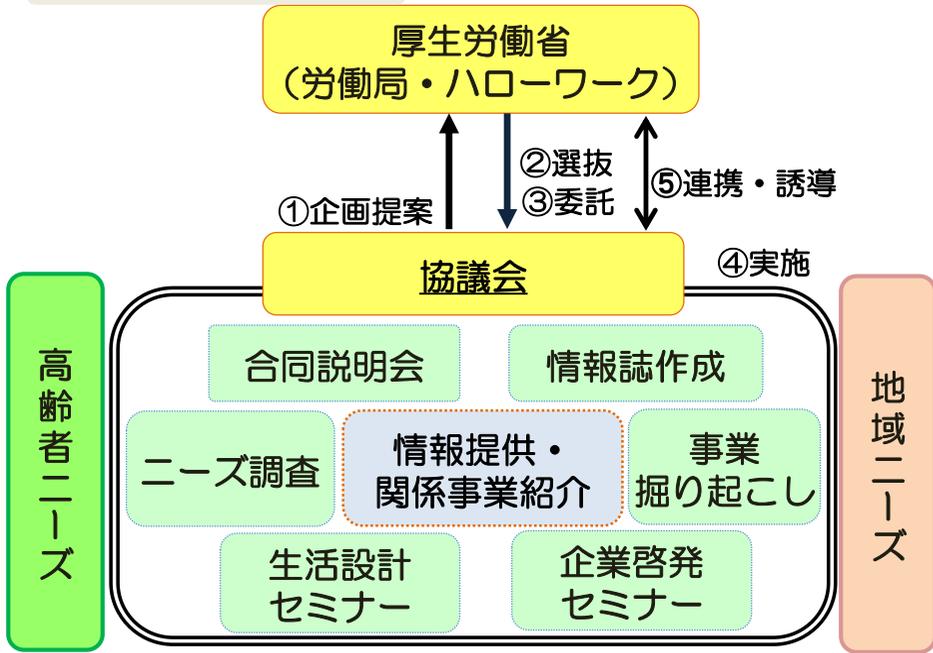
- 少子高齢化が進展し、労働力不足が課題となっている中で、働く意欲のある高齢者が能力や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要。
- 特に、平成26年に団塊世代（約660万人）が65歳に到達し、多くの人が企業を退職していると考えられ、地域社会におけるこれらの層の活躍の場を早期に整備することが必要。
- 令和2年度は、「働き方改革実行計画」及び「ニッポン一億総活躍プラン」に基づき、地域の実情に応じた高齢者の多様な就業機会を確保するための協議会の設置を促進し、当該事業の実施箇所を拡充（令和2年度開始分：連携推進コース38箇所、地域協働コース20箇所）する。

事業内容

生涯現役促進地域連携事業

- (A) 連携推進コース…地方自治体を中心となって構成される「協議会」等からの提案に基づき、地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施。
- (B) 地域協働コース…協議会の仕組みを活用し、連携推進コースにより構築した地域ネットワークによる効果的な取組と自治体が自主的（新規）に行う取組との双方が協働して事業を行うことを支援する事業を実施。

事業実施スキーム



支援メニュー例

- ① 高齢者に対する情報提供、関係機関、関連事業の紹介
- ② 高齢者に対する職業生活設計等に関するセミナー開催
- ③ 企業に対する生涯現役促進セミナー開催
- ④ 高齢者の雇用・就業に係る合同説明会の開催
- ⑤ 高齢者活躍のためのガイドブック・情報誌の作成・普及（相談機関一覧の掲載等）
- ⑥ 高齢者の雇用・就業に係るニーズ調査・分析
- ⑦ 高齢者向けの雇用・就業の場の創出

事業規模

- (A) 連携推進コース：1箇所あたり各年度約3,000万円
事業実施予定数71箇所
（うち令和2年度開始分38箇所）
- (B) 地域協働コース：1箇所あたり各年度約1,500万円
（新規）事業実施予定数20箇所

事業実施主体及び期間

- 実施主体：協議会（地方自治体を中心とした合議体）等
- 事業実施期間：最大3年度間

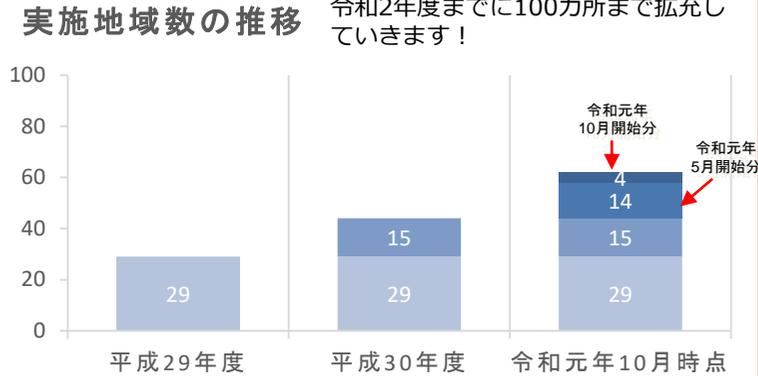
生涯現役促進地域連携事業(連携推進コース)の実施地域

62地域(25道府県、37市町)で事業を実施

※令和元年10月時点

実施地域
43道府県

未実施地域
4都県



北海道

青森
中泊町、平内町

秋田
大館市、横手市

岩手
遠野市
陸前高田市

山形
山形市、酒田市

宮城
仙台市
東松島市

福島

群馬
群馬市

栃木
栃木市

茨城
取手市

千葉
柏市

埼玉

東京

神奈川
鎌倉市
小田原市

石川

富山

新潟
見附市

福井
若狭町

長野
大町市
松本市

岐阜
各務原市

山梨

愛知
犬山市
新城市

静岡
静岡市
袋井市

兵庫

京都

滋賀

大阪
豊中市

奈良
三郷町

三重
玉城町

和歌山
新宮市

山口

島根
出雲市

鳥取
米子市

広島
福山市

岡山
総社市、津山市

愛媛
松山市

香川
香川市

徳島
徳島市

高知

長崎

佐賀

福岡

大分

熊本

宮崎

鹿児島

沖縄
宮古島市
浦添市
南城市

※文字が青色の地域が実施地域となります。

シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（概要）

高年齢者雇用安定法を改正し、シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例を創設。
（平成28年4月1日より施行）

- シルバー人材センターの業務のうち、派遣、職業紹介に限り、週40時間までの就業を可能とする。
 - 要件緩和などにより、民業圧迫などが起こることのないよう、以下の仕組みを設ける。
 - ・ 要件緩和は、都道府県知事が、高年齢退職者の就業機会の確保に寄与することが見込まれ、厚生労働省が定める基準（*1）に適合すると認められる場合に、対象となる市町村ごとに業種・職種を指定することにより可能とすること。
 - ・ 要件緩和を実施する業種などを指定するに当たっては、あらかじめ地域の関係者（*2）の意見を聴取するとともに、厚生労働大臣へ協議すること。
 - ・ 要件緩和に係る指定が厚生労働省が定める基準に適合しなくなったときは、指定を取り消すこと。
- *1 ①要件緩和により、競争する事業者の利益を不当に害することがないと認められること、②要件緩和により、他の労働者の就業機会などに著しい影響を与えることがないと認められること。
- *2 ①市区町村長、②シルバー人材センター・シルバー人材センター連合、③指定しようとする業種・職種について派遣事業、職業紹介事業などを行う事業者を代表する者、④当該市町村の労働者を代表する者

シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（実施のながれ）

1 都道府県知事が業務拡大の指定を検討



2 都道府県知事が指標の分析、関係者からの意見聴取等を行い、業務拡大の要件を満たすことを確認



3 厚生労働大臣に協議



4 都道府県知事が業務拡大を行う地域、業種、職種を指定



5 都道府県知事が指定を公示



6 連合が事務手数料等を設定



7 拡大した業務の会員への提供開始

シルバー人材センターの業務の就業時間を拡大する特例措置（活用状況）

	都道府県名	指定済み地域数		都道府県名	指定済み地域数
1	北海道	40	25	滋賀県	19
2	青森県	0	26	京都府	0
3	岩手県	0	27	大阪府	0
4	宮城県	0	28	兵庫県	1
5	秋田県	1	29	奈良県	39
6	山形県	1	30	和歌山県	0
7	福島県	0	31	鳥取県	0
8	茨城県	0	32	島根県	0
9	栃木県	0	33	岡山県	0
10	群馬県	0	34	広島県	0
11	埼玉県	0	35	山口県	0
12	千葉県	0	36	徳島県	24
13	東京都	0	37	香川県	0
14	神奈川県	1	38	愛媛県	20
15	新潟県	30	39	高知県	4
16	富山県	15	40	福岡県	0
17	石川県	3	41	佐賀県	0
18	福井県	17	42	長崎県	0
19	山梨県	5	43	熊本県	17
20	長野県	3	44	大分県	0
21	岐阜県	1	45	宮崎県	0
22	静岡県	35	46	鹿児島県	43
23	愛知県	2	47	沖縄県	0
24	三重県	0			

《障害者雇用対策について》

【障害者雇用促進法の円滑な施行にむけて】

<障害者雇用促進法の改正>

- 障害者雇用対策基本方針及び障害者活躍推進計画作成指針について、11月29日の労働政策審議会障害者雇用分科会において諮問・答申。12月17日に告示。改正法が施行される令和2年4月1日適用予定。
- 中小事業主の認定基準及び週20時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給要件等については、12月16日の労働政策審議会障害者雇用分科会において諮問・答申。改正法が施行される令和2年4月1日施行予定。

<改正法の円滑な施行について>

- 障害者雇用対策基本方針について、公務部門(国及び地方公共団体の機関)において対象障害者の不適切計上及び法定雇用率の未達成が昨年明らかになった事案を受けた対応について、改正法を踏まえながら、現行の基本方針に追記する形で改正した。
- 改正法において、国及び地方公共団体の任命権者は、当該機関が実施する障害者である職員の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画(障害者活躍推進計画)を作成・公表しなければならないこととされており、12月17日に告示された障害者活躍推進計画作成指針を参照いただき、準備を進められたい。
なお、今後、活躍推進計画の作成に係る手引きも作成し、お示しするとともに、都道府県労働局において、地方公共団体向け説明会を開催する予定である。
- 改正法において創設された、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度について、今後、施行に向けた要領の整備等の準備を進めていく予定である。
- 改正法において創設された、短時間労働者のうち週所定労働時間が一定の範囲にある者を雇用する事業主に対して特例的な給付金を支給する制度について、今後、施行に向けた準備を進めていく予定である。

《障害者雇用対策について》

【公務部門における障害者雇用について】

＜令和元年6月1日時点における公務部門における障害者雇用の状況＞

- 雇用障害者数及び実雇用率 ※()は前年の値
 - ・ 国：雇用障害者数 7,577.0人(3,902.5人)、実雇用率2.31%(1.22%)
 - ・ 都道府県：雇用障害者数 9,033.0人(8,244.5人)、実雇用率2.61%(2.44%)
 - ・ 市町村：雇用障害者数 2万8,978.0人(2万7,145.5人)、実雇用率2.41%(2.38%)
 - ・ 教育委員会：雇用障害者数 1万3,477.5人(1万2,607.5人)、実雇用率1.89%(1.90%)
 - ・ 独立行政法人等：雇用障害者数 1万1,612.0人(1万1,010.0人)、実雇用率2.63%(2.54%)

※法定雇用率
国・都道府県・市町村：2.5%
教育委員会：2.4%
独立行政法人等：2.5%

＜施策の説明、お願いしたいこと＞

- 地方公共団体の機関におかれても、各機関の障害者雇用の状況を踏まえ、再発防止のための取組、法定雇用率の達成、障害者の活躍の場の拡大のための取組、公務員の任用面での対応について、その実情に応じ、基本方針を参考にしながら必要な措置を講ずるよう要請したところ。また、総務省からも同様の趣旨の要請を行ったと承知している。これらを踏まえた対応をお願いしたい。
- この際、障害種別にかかわらず広く障害者雇用が進展するよう、精神・知的障害者の雇用についても、積極的に取り組んでいただきたい。各都道府県で職員の募集・採用を行う場合においても、業務遂行上特に必要なものと認められる場合等を除いて、特定の障害種別の者を排除することがないように、ご配慮をお願いしたい。
- 法定雇用率未達成の市町村等に対し、都道府県からも障害者の採用の働きかけを行うなど、地域の公的機関全体として法定雇用率が達成されるよう、積極的な取組をお願いしたい。また、改善している教育委員会は、都道府県幹部自らの取組による効果が大きいため、引き続き、教育委員会と知事部局の橋渡しや、各都道府県労働局から提供予定の取組事例を参考にしつつアドバイスをお願いしたい。

《障害者雇用対策について》

【民間企業における障害者雇用の推進】

- 平成30年4月より、精神障害者の雇用義務化に伴い、法定雇用率は下記の通り引上げ。

事業主区分	法定雇用率		
	平成30年3月まで	平成30年4月以降(現行)	令和3年4月までに
民間企業	2.0% →	2.2% →	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.2% →	2.4% →	2.5%
国・都道府県・市町村	2.3% →	2.5% →	2.6%

<民間企業における障害者雇用の状況>

- 民間企業(45.5人以上規模の企業)に雇用されている障害者数は、16年連続で過去最高。
- 実雇用率は、8年連続で過去最高の2.11%(前年比0.06ポイント上昇)、法定雇用率達成企業の割合は48.0%(前年比2.1ポイント上昇)。
- 障害者を全く雇用していない企業は全体の約3割。

<施策の説明、お願いしたいこと>

- 1,000以上規模の雇用率未達成企業に対しては、各都道府県労働局において個別訪問等により指導を行っている。また、令和3年4月までに雇用率が引き上げられることから、各都道府県労働局と連携して、地域で障害者雇用に積極的に取り組んでいる企業を幹部自らが訪問し、当該企業の障害者雇用の事例等を地域社会に広めていく等といった取組について検討いただきたい。
- 企業における具体的な障害特性への配慮や職場での支援方法、合理的配慮に関する具体的な事例集を作成・公表しているので、企業へ訪問する際などは、こうした事例集についても活用いただきたい。
- ハローワークが中心となり、地域内の就労移行支援事業所等との面談会や見学会を行うなど、企業と福祉分野の連携の取組を進めているところである。就労系福祉施設の関係機関に対して、こうした取組の場に積極的に参加するよう促していただきたい。

《外国人雇用対策について》

- 外国人材向けマッチング支援体制の強化について
毎年増加する外国人労働者向けのマッチング支援体制の強化を行った。
【今年度新設等施設】
 - ・ 外国人雇用サービスセンター：福岡県
 - ・ 留学生コーナー：茨城県、新潟県、香川県

- 外国人材の職場定着に向けた取組について
受入れた外国人材の職場定着に向けて外国人材を雇用する事業主向けに雇用管理セミナーの開催や事業所訪問を通じた外国人雇用管理指針の周知を行った。
【雇用管理セミナー開催実績（今年度4～7月実績） 実施回数57回 延べ参加人数8,554人】

- 都道府県との連携による外国人材の職場・地域定着に向けたモデル事業の実施について
来年度から外国人材の職場・地域定着を促進させるために、都道府県と労働局が連携したモデル事業の実施を予定している。

＜お願いしたいこと＞

- 都道府県との連携による外国人材の職場・地域定着に向けたモデル事業の実施について
 - ・ モデル地域は、地域産業を担う人材が不足しており、外国人材への魅力発信や共生のための取組を積極的に行う都道府県から公募を行い、有識者等による委員会で5地域を選定する。
 - ・ 現在、公募を行っているため、ご検討いただきたい。

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

外国人雇用管理指針とは

○ 事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第7条）。

→事業主が適切に対処できるよう、講ずべき必要な措置について定めたもの。（平成19年厚生労働省告示第276号）

公共職業安定所（ハローワーク）が外国人を雇用する事業所を訪問する際は、この指針に基づき、必要な助言・指導を行っている。

指針の主な内容

項目

主な内容

①外国人労働者の募集および採用の適正化	<ul style="list-style-type: none">・募集にあたり従事すべき業務内容、賃金、労働時間、労働・社会保険の適用に関する事項等について明示する・求人の申込みにあたり国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしない・在留資格上、従事することが認められる者であることを確認する・公平な採用選考に努める
②適正な労働条件の確保	<ul style="list-style-type: none">・国籍を理由として賃金、労働時間等について差別的取扱いをしてはならない・主要な労働条件について外国人労働者が理解できるようにその内容を明らかにした書面等の交付を行う・適正な労働時間の管理を行うほか、外国人労働者の旅券、在留カード等を保管しないようにする
③安全衛生の確保	<ul style="list-style-type: none">・外国人労働者が理解できる方法で安全衛生教育を行う・労働災害防止のため、必要な日本語及び基本的な合図等を習得させるよう努める・健康診断等を行う
④労働・社会保険の適用等	<ul style="list-style-type: none">・被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとる・離職時や、健康保険・厚生年金保険の適用事業所以外の事業所において、国民健康保険・国民年金への加入等の支援を行うよう努める
⑤適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等	<ul style="list-style-type: none">・人事管理に関する運用の透明性・公正性の確保など、多様な人材が適切な待遇の下で能力発揮しやすい環境整備に努める・地域で安心して生活を営むために必要な支援を行うように努める・教育訓練の実施、苦情・相談体制の整備、母国語での導入研修の実施等に努める
⑥解雇等の予防および再就職の援助	<ul style="list-style-type: none">・安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うように努める

ハローワークにおける外国人労働者の職業相談体制

1 共通的な就職支援サービス

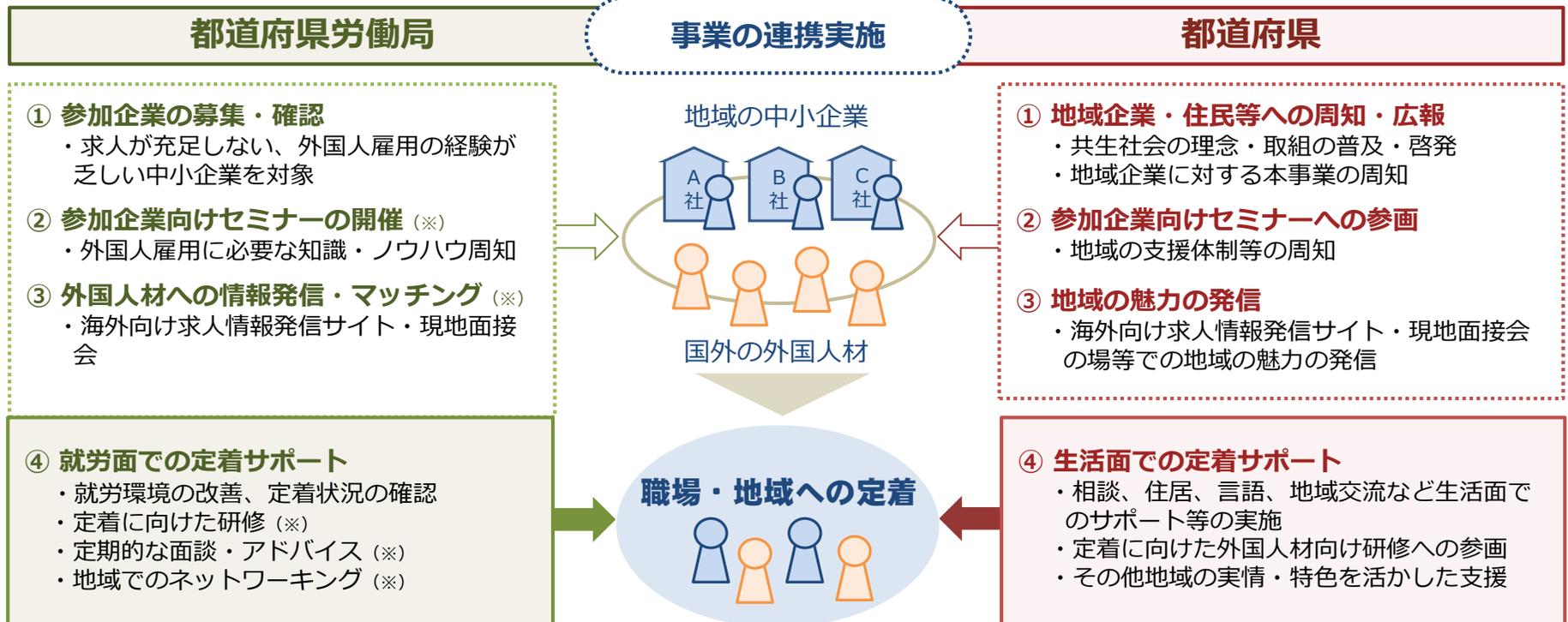
- 外国人労働者が、離転職した際の職業相談は、**全国**のハローワークにて実施（544拠点）
- 全国すべてのハローワークから利用可能な、**電話による通訳支援（10カ国語対応※）**を行う**多言語コンタクトセンター**を設置
※ 英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、タイ語、ベトナム語、ネパール語、インドネシア語

2 機能特化型の就職支援サービス（上記1に加えて、利用者のニーズ・特性に応じたサービス展開）

外国人雇用サービスセンター	<p>対象者 - 高度外国人材（専門的・技術的分野の外国人及び外国人留学生）</p> <p>設置数 - 4拠点（東京、名古屋、大阪、福岡）*福岡は令和元年8月開設</p> <p>支援内容 - 高度外国人材の就業を促進するための中核的施設として、ハローワークの全国ネットワークを活用し、専門的かつきめ細やかな就職支援を行う</p> <p>*平成30年度実績 新規求職者数：21,219件（10,873件） 相談件数：64,317件（24,664件） 就職件数：3,054件（1,360件）</p> <p>※（ ）は外国人留学生のみの実績</p>
留学生コーナー	<p>対象者 - 日本での就職を希望する外国人留学生（既卒含む）</p> <p>設置数 - 21拠点（一部の新卒応援ハローワークに設置）</p> <p>支援内容 - 外国人雇用サービスセンターと連携し、担当者制によるきめ細やかな就職支援を実施</p> <p>*平成30年度実績 新規求職者数：2,403件 相談件数：5,827件 就職件数：933件</p>
外国人雇用サービスコーナー	<p>対象者 - 日系人等の身分に基づく在留資格の外国人を中心とした外国人労働者全般</p> <p>設置数 - 129拠点（通訳員を配置しているハローワーク）</p> <p>支援内容 - 地域の特性に応じた言語の通訳員を配置し、専門相談員が就職支援を実施</p> <p>*平成30年度実績 新規求職者数：49,019件 相談件数：160,723件 就職件数：10,651件</p>

- 人手不足に対応した外国人材の受入れについては、
 - ①受け入れた外国人材が**都市部等に集中**するのではないか
 - ②中小企業においては受入れや雇用管理に関する**知識・ノウハウ等が十分ではない**といった指摘もあり、外国人材の職場や地域への定着を図るための事例を蓄積し、普及していく必要。
 - 受入れ・定着に積極的な**都道府県（モデル地域）**と**都道府県労働局が連携**し、地域の特性を活かしつつ、外国人材が**円滑に職場・地域に定着**できるよう協調して施策を実施する。
- ⇒ 定着実績や効果的な支援内容等、2年間の事業成果を**報告書にまとめ、他の地方公共団体等に周知**。

※ モデル地域は、地域産業を担う人材が不足しており、外国人材への魅力発信や共生のための取組を積極的に行う都道府県から公募し、有識者等による委員会で5地域を上限に選定。選定地域は、都道府県労働局との雇用対策協定を通じて連携。



(※) 国からの事業委託により実施。受託者はそれ以外の取組についても幅広く助言等を行う。
なお、ハローワークによる国内人材募集・紹介は別途、通常業務として実施。

(注) 都道府県の取組は、県内の市町村、関係団体等と協力して実施することも可能。

《今後の展望について》

- 雇用保険法等の一部を改正する法律案について

＜施策の説明、お願いしたいこと＞

多様化する就業ニーズに対応したセーフティネットの整備、就業機会の確保等を図るため、労働政策審議会において、下記の事項等について議論し、今月9日に改正法案の要綱について「おおむね妥当」との答申をいただいたところ。今後、次期通常国会への改正法案の提出を目指す。

【改正法案に盛り込む予定の事項(案)＞

- 高齢者雇用について
 - ・ 70歳までの就業確保措置を講じることを努力義務とする。
- 中途採用の促進
 - ・ 大企業に中途採用比率の公表を義務付けるとともに、その他の中途採用に関する情報について、企業の自主的な公表が促進されるよう、必要な支援を講じる。

この他、雇用保険制度について必要な見直しを行う

など

I. 高年齢者の雇用・就業機会の確保について

1 65歳までの雇用機会の確保について

- 65歳までの希望者全員の雇用確保措置の導入に向けた取組を引き続き行うことが必要である。また、同一労働・同一賃金に関する法制度が施行されることなども踏まえ、60歳以降に継続雇用される労働者の適正な待遇の確保などの環境整備も図る必要がある。

2 70歳までの就業機会の確保について

<各措置の均衡>

- 現行の雇用確保措置と同様の措置に加えて新たな措置を明示し、事業主がいずれかを制度化する努力義務とすることが適当である。
- 70歳までの各措置を講ずる場合に事業主が負う責務の程度など、事業主の関与の具体的な在り方に関して均衡が求められるため、努力義務について雇用によらない措置による場合には、事業主が制度の実施内容を明示して労使で合意し、労働者に周知するよう努めることが適当である。

<制度対象者の限定>

- 65歳以降の高年齢者については、それ以前と比べて体力や健康状態その他の本人を取り巻く状況がより多様なものとなるため、今般の努力義務を設けるに当たり、事業主が講ずる措置について、対象者の限定を可能とすることが適当である。

<労使での話し合いの仕組み>

- 70歳までの措置の適切な実施を図るためには、労使で十分な話し合いを行うことが求められる。

<措置として事業主が実施する内容>

- 事業主が70歳までの就業機会の確保に当たり具体的に実施する措置については、それぞれ以下の内容とすることが適当である。
 - ・「定年廃止」、「定年延長」、「継続雇用制度の導入」「他の企業への再就職の実現」については、65歳までの措置と同様のものとする。
 - ・「個人とのフリーランス契約への資金提供」及び「個人の起業支援」については、定年後又は65歳までの継続雇用終了後に元従業員との間で、70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度を設けるものとする。
 - ・「個人の社会貢献活動参加への資金提供」については、定年後又は65歳までの継続雇用終了後に元従業員が、①事業主が自ら実施する事業、②事業主が委託、出資(資金提供)その他の援助を行う団体が実施する事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものに係る業務に70歳まで継続的に従事できる制度を設けるものとする。
- 複数の措置を組み合わせることにより70歳までの就業機会を確保することも、努力義務を満たすと解することが適当である。

<事業主の履行確保を図るための仕組み>

- 厚生労働大臣は必要と認めるときに、措置の導入に関する計画の作成を事業主に求めること等ができるようにすることが適当である。

<事業主による措置の導入に伴う対応>

- 再就職援助措置及び多数離職の届出の対象者について、事業主が70歳までの措置を講じない場合に退職する高年齢者等を追加することが適当である。また、事業主が国に毎年1回行う報告について、70歳までの措置に関する実施状況を追加することが適当である。

高年齢者の雇用・就業機会の確保及び中途採用に関する情報公表について

3 高年齢者の活躍を促進するために必要な支援について

○今般の新たな制度の創設も踏まえて、高年齢者の活躍を促進するため、国は関連する各施策に以下のとおり取り組むことが必要である。

<事業主による雇用・就業機会の確保を促進するための支援>

- ・70歳までの措置を講ずる事業主に対する助成措置や相談体制などの充実を図るほか、他社への再就職の措置に関する事業主間のマッチングを促進するための受け入れ企業の開拓・確保を支援すること。
- ・高年齢者のモチベーション等に配慮した、能力・成果を重視する評価・報酬体系の構築を進める事業主等に対する助成等を実施すること。
- ・加齢による身体機能の低下等を踏まえ、労働災害防止や健康確保の観点から対策を講じ、高年齢者が安心して安全に働ける職場環境の構築を支援すること。

<高年齢者の再就職やキャリア形成に関する支援>

- ・ハローワークの生涯現役支援窓口や産業雇用安定センターによるマッチング機能の強化を図ること。
- ・労働者のキャリアプランの再設計等を支援する拠点の整備や、企業の実情に応じた中高年齢層向け訓練の実施等に取り組むこと。

<地域における多様な雇用・就業機会の確保に関する支援>

- ・生涯現役促進地域連携事業による、地方公共団体を中心とした協議会による取組を引き続き推進すること。
- ・シルバー人材センターの人手不足分野等での就業機会の開拓・マッチング機能や地域ごとの積極的な取組を強化すること。

II. 中途採用に関する情報公表について

1 企業規模について

○ 情報公表を求める対象は、301人以上の大企業についてのみ義務とすることが適当である。

2 公表項目について

- 正規雇用労働者の採用者数に占める正規雇用労働者の中途採用者数の割合とすることが適当である。
- 経年的に企業における中途採用実績の変化を把握するため、直近3事業年度の割合を公表することが適当である。

3 公表方法について

○ 企業のホームページ等の利用などにより、求職者が容易に閲覧できる方法によることが適当である。

4 支援策について

○ 大企業については、法的義務を求める項目以外にも自主的な公表が進むよう、中高年齢者、就職氷河期世代の中途採用比率等といった定量的な情報、中途採用に関する企業の考え方、中途採用後のキャリアパス・人材育成・処遇等といった定性的な情報の公表を支援することが適当である。

○ 中小企業についても、大企業に法的義務を求める項目と併せて他の情報の公表が自主的に進むよう、支援を行うことが適当である。-31-

職業安定局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
雇用情勢について(P2～6)	雇用政策課	雇用政策係	住谷、仙譽	5663
国と地方公共団体の連携強化について(P8～11)	公共職業安定所運営企画室	企画係	中村	5661
地域雇用対策の推進について(P12～15)	地域雇用対策課	地域雇用企画係	松浦、小野寺	5846
高齢者雇用対策について(P16～21)	高齢者雇用対策課	高齢者雇用企画係	花田、高野	5824
障害者雇用対策について(P22～24)	障害者雇用対策課	調整係	細川、里村	5783
外国人雇用対策について(P25～28)	外国人雇用対策課	調整係	浅野、上野	5687
今後の展望について(P29～31)	総務課	企画法令係	大庭、福嶋	5656